

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会（第 27 回） 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和 8 年 9 月 17 日（木） 13:30～15:40

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、天野昭子、相崎健一、石井雄二、藤堂浩明、成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

3 議事要旨

（1）農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について【公開】

資料 4「農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（無人航空機を用いた農薬散布の暴露評価の精緻化について）」が了承され、農薬使用者安全評価部会決定として農業資材審議会農薬分科会に報告することとされた。

（2）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の農薬の登録申請に係る令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第 1 号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（エチプロール及びフロリルピコキサミド）【非公開】

① エチプロールについては、議題（3）の再評価に係るエチプロールと併せて、資料 5－1「エチプロール農薬使用者安全評価書（案）」及び資料 5－2「公表文献リスト（エチプロール（疫学以外））（案）」に基づき審議した結果、エチプロールの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.005 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 0.022 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることと了承された。

② フロリルピコキサミドについては、資料 6「フロリルピコキサミド農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、フロリルピコキサミドの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.021 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）は設定する必要がないとし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることと了承された。

（3）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第 1 号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（エチプロール及びジノテフラン）【非公開】

- ① エチプロールについては、議題（２）の登録申請に係るエチプロールと併せて、資料５－１「エチプロール農薬使用者安全評価書（案）」及び資料５－２「公表文献リスト（エチプロール（疫学以外））（案）」に基づき審議した結果、エチプロールの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.005 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 0.022 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることでした承された。
- ② ジノテフランについては、資料７－１「ジノテフラン農薬使用者安全評価書（案）」、資料７－２「公表文献リスト（ジノテフラン（疫学以外））（案）」及び資料７－３「公表文献リスト（ジノテフラン（疫学））（案）」に基づき審議した結果、ジノテフランの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を 0.22 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を 1.3 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることでした承された。

（以上）